

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から3年余りが経過し、被災自治体の懸命の復旧・復興に向けた努力や全国の自治体からの人的・物的支援と連携により、被災自治体の復旧・復興に向けた取組みは着実に進んできたところである。

しかし、今なお26万人を超える方々が、先行きの見えない厳しい避難生活や仮設住宅等での不安定な生活を送っており、このような方々に対し、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を講じていく必要がある。

また、被災自治体では、復興ステージの進捗に伴い、建設作業員の人材不足、資材不足による事業の長期化、入札不調等、新たな課題への対応も迫られている。

国においては、これまでも数次にわたる復興交付金の交付や関連法の制定、さらには被災地域からの要請に応えた事務負担軽減など様々な支援策を講じてきているが、被災した自治体において、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組みを加速していくためにも、予算や制度の拡充・強化をはじめとして、復興に係る各種作成資料や国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可等の緩和措置、制度の柔軟な運用等の更なる取組み等が必要である。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興の実現に向けて、住民、被災自治体及び人的・物的支援や避難者支援を行う自治体に対し、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 東日本大震災復興交付金について、採択基準を緩和するなど、柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするとともに、必要な財源を確保すること。

また、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、あわせて、延長の際には、財政措置の拡充を図ること。

(2) 災害復旧事業並びに市税の減免措置に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

(3) 道路の防災・震災対策等の事業推進のため創設された国庫補助事業である「社会資本整備総合交付金（復興枠）」については、平成27年度以降も継続するとともに、柔軟な対応や予算規模の拡充を図ること。

- (4) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画の期間を踏まえ延長すること。
- (5) 被災地においては、一時的かつ急激に人口が減少しており、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、震災の影響により人口減となる自治体においては、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。
- (6) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。
- あわせて、身元不明者についても、引続き DNA 鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。
- (7) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。
- (8) 防災集団移転促進事業における用地取得の要件については、自治体が設定した住民の居住に相当でないと認められる移転促進区域のすべての土地を取得できるよう、復興交付金事業の要件拡充及び財源措置を図ること。
- また、復興交付金事業において限定的である土地購入後の活用について要件の拡充を図り、それに伴う財源措置を図ること。
- (9) 防災集団移転促進事業で買取りを行った移転促進区域の土地の譲渡や交換については、事業完了後に全体の額を確定した上で財産処分の手続を行う必要があるが、額の確定前においても財産処分の手続を行うことができるようにすること。
- (10) 埋蔵文化財包蔵地内で行われる復旧・復興関連事業について、被災自治体からの要望に基づき、全国自治体への職員派遣要請や調整など、必要な人的支援を継続的に講じること。
- (11) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (12) 被災者生活再建支援金の受付事務については、被災自治体の負担が非常に大きいことから、受付等の事務に係る経費について、財政措置を講じること。
- (13) 被災自治体の土地取得に伴う登記嘱託業務については、今後、増加することが予想されることから、迅速な対応が出来るよう法務局の体制を整えること。
- (14) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。
- また、6 年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6 年

目以降も負担割合を据え置くこと。

- (15) 人材不足及び資材不足に対し適切な対応策を早急に講じること。あわせて、同要因に基づく事業費の増額については、所要の財政支援を行うとともに、適正な積算基準の設定を図ること。
- (16) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (17) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成、国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。
- (18) 都市自治体が被災自治体に対して様々な支援に取り組むことができるよう、広域的な支援体制の構築や情報伝達システムの導入などの環境整備に努めること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備等の公共事業の進展に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、当該転居に係る公的支援を行うにあたり必要かつ十分な財源措置を講じること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、弾力的な学級編制が可能となるよう復興加配教員等の継続した配置を図ること。また、震災によるPTSDを要する児童・生徒への対応など、多様化・複雑化する児童生徒への対応を充実させるため、教諭はもとより養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。
- (3) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合など、被害が甚大な世帯に対して貸付限度額の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (5) 被災者生活再建支援金について、津波被害や宅地被害に対する支援の必要性が明らかとなったことから、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (6) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継

続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (7) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても、遡及して全額補填を実施すること。あわせて、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (8) 国民健康保険の所得割について、所得を基礎とする方式（旧ただし書き方式）による算出の場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税における所得と整合が取れていないため、個人住民税と同様の総所得金額等を課税根拠とする算出方法の見直しを遡及して講じるとともに、被災者が多く加入する自治体の雑損失の繰越控除による収入減少に対して財政支援策を講じること。
- (9) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う譲渡所得があった第 1 号被保険者について、介護保険料を租税特別措置法に基づく特別控除額を合計所得金額から差し引いた額で算定した額に減免した場合、その減免額について財政支援措置を講じること。また、その際の財政支援措置は、土地等の譲渡が進行している現状を鑑み、平成 25 年度保険料分に遡って実施すること。
- (10) 被災地域の日も早い復旧・復興が実現されるよう、地震により住家被害が甚大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。
- (11) 「子ども被災者支援法（略称）」の理念に基づき、借上げ仮設住宅に係る入居期限の複数年延長や避難先における就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的な施策を推進すること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を活用し再建を目指す事業者が、事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、次年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう制度の運用を図ること。また、被災事業者が復旧のために必要な支援を受けられるよう、要件・運用等の改善を図った上で、今後のグループ形成については柔軟に対応するとともに、被災地の実情に応じた新たな支援制度を創設すること。
- (2) 被災地域においては、地方が単独で実施する地域の活性化事業に係る地方債制

度の創設など、被災地の振興に向けた新たな地方財政措置を創設すること。

- (3) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の申請期間及び運用期間を延長すること。
- (4) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (5) 法人化を進める農業者が購入した施設や機材等について、帳簿価額による資産の譲渡を認める措置を講じること。
- (6) 農業委員会を通して利用権を設定した農業者が、経営転換協力金交付事業の交付対象となるよう、制度の改善を図ること。
- (7) 農業振興地域の指定・変更については、その手続きに要する時間が、被災者の新たな土地での自力再建や被災地で復興を果たそうとする企業のための工業用地の造成に対して、大きな障害となっていることから、農業振興地域の指定・変更や都市計画の決定、農地転用の許可について、基礎自治体への権限移譲を図ること。
- (8) 地元定着を図るため、地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。
- (9) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、被災者雇用開発助成金や震災関連人材育成支援奨励金について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。また、県域を越えた雇用確保対策等、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。
- (10) 緊急雇用創出事業のうち、「震災等緊急雇用対応事業」の財政措置の拡充を図るとともに、雇用期間を1年間から3年間に延長する等の事業要件の緩和を行うこと。
また、事業実施期間延長の対象地域に栃木県等内陸地域も含めること。
- (11) 被災地の介護、建設業、水産業の労働力不足解消を図るため、外国人労働者の受け入れに向けた支援策を拡充する等、労働力不足対策を講じること。

4. 公共施設の復旧支援等について

- (1) 公共工事の発注については、国・県・市が連携し、発注見通し情報を一元化した公共事業実施体制を構築するとともに、被災地域における復旧・復興事業の優先的発注調整機能を早期に確立すること。
- (2) 廃止する農業集落排水施設（管渠・マンホール・公共マス等）の撤去及び充填処理等を国費で対応するとともに、滅失を行う施設の起債償還が残っていること

から、起債償還を免除すること。

- (3) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律 2 / 3 とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。
- (4) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等整備に対する財政支援制度についても構築すること。
- (5) 国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保に資する事業に特化した防災・安全交付金事業については、平成 27 年度以降も継続すること。
- (6) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (7) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (8) 震災による犠牲者を鎮魂し、震災の教訓を後世に伝えていくための慰霊碑や慰霊空間の整備のための支援制度を創設すること。
- (9) 鉄道復旧に向けた課題を速やかに解決し、鉄道による復旧を早期に決定できるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対する助言・指導を強化すること。また、沿線自治体の負担が生じないよう現行の災害復旧補助制度の要件緩和や新たな制度を創設し、財政支援を講じること。
- (10) 鉄道復旧までの間の代替交通を確保するために必要な財政支援を行うこと。また、避難指示区域解除後の動向に合わせ、速やかに公共交通の確保を図ること。
- (11) 地域公共交通確保維持改善事業について、平成 27 年度まで被災 3 県の全市町村に対する被災市町村の指定を継続するとともに、平成 28 年度以降も幹線路線バスに対する特例措置を継続・延長すること。
- (12) 地方特定道路整備事業の廃止は、地方自治体の負担の著しい増大をもたらしていることから、計画的な道路整備事業の実施のため、代替措置を講じるなど財政支援を行うこと。
- (13) 被災自治体が、産業の復興、安全・安心な暮らしが営めるまちづくりを行うためには、高速交通網を主軸とした縦貫道と横断道の一体的な道路整備が重要だが、供用までに期間を要することから、集中復興期間以降も通常の公共事業とは別枠で完成まで継続的に財源を確保すること。

- (14) 被災地の復興を進める上で、地域経済活動の拠点である港湾を中心として、物流機能の向上と安全性の確保を図ることが必要不可欠であることから、湾口防波堤、海岸堤防及び公共ふ頭等の早期復旧を図るとともに、現在整備中のものについても整備を促進すること。
- (15) 震災によりほぼ壊滅状況にある海岸堤防について、台風や高潮・高波によって背後地の安全が完全に確保できない現状にあることから、早期復旧を図ること。
- (16) 国際物流ターミナル整備事業については、大水深の耐震強化岸壁の早期整備及び再生可能エネルギーを核とした産業集積につながるような港湾機能の拡大など、積極的な整備促進を図ること。

以上決議する。

平成 26 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会